

整理番号	国・地域別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答		内閣府記載欄	内閣府整理		
												[A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]						[a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]				内閣府コメント	内閣府整理
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等				
57	国際	4	京浜臨海部ライフライン国際戦略総合特区	「アミノインデックス技術」に基づく検体情報収集とデータ解析事業	個別化・予防医療を目的とした特区構想の一つの核として、神奈川県フィールドを全面的に活用し、アミノインデックス®ががんリスクスクリーニング(AICS)結果及び診療データを基に、1) AICS検査を用いたがん検診精度向上への寄与を明らかにし、2)さらに現行のがん検診では検出されないがん早期発見手法の開発を行うことを目的とし「血中アミノ酸プロファイルを用いた革新的がん診断技術に関する前向きコホート研究(AICSフォローアップ研究)」を推進する。	横浜国立大学	文部科学省	日本医療研究開発機構研究費	拡充	特区事業の加速、およびAMED委託事業推進のための特区調整費(43,200千円)の活用	1回目	文部科学省研究振興局研究官付	日本医療研究開発機構研究費	C		次世代がん医療創生研究事業は、所定の要件を満たす国内研究機関等に所属する研究者が公募期間中に応募する研究事業であり、日本医療研究開発機構(AMED)において、外部有識者等から構成される「課題評価委員会」による評価に基づき採択課題が決定され、採択された研究開発課題については、研究開発代表者の所属する研究機関の長とAMED理事長との間で委託研究開発契約を締結した後、研究が開始される。 一方、対面協議において確認された特区事業の研究内容は、公募による外部評価を受けたものではないため、公平性担保の観点から、特区調整費を活用することは困難と考える。		○貴省の見解は、「公平性担保の観点」から特区調整費の活用が困難とのことだが、今後、特区事業と合わせて一体的かつ相乗効果を持って展開される「AMED」に採択された研究があった場合についても特区調整費の活用はできないのか。再度、見解とともに、具体的な理由を御教示いただきたい。本特区からの今回の事例については、個別案件と考え、この案件に限らずAMEDに採択された場合の事例として検討していただきたい。 ○AMEDの「医療分野の研究開発関連の調整費」は、健康・医療戦略推進本部の決定のもと、配分方針が決められると伺っている。総合特区推進調整費については、総合特別区域基本方針によると、調整費の配分計画は内閣府が関係省と協議して策定するとされており、さらに、総合特別区域担当大臣(法第63条第1項)規定して総務省が調整を求めていることである。必要と認めるときには、(総合特別区域推進)本部での調整を求めることができるという規定があることを加味すると、その判断権限は、公平性担保の観点というよりも政策的な効果・効率性等が重視されるべきではないかと考えます。 ○本特区としては、AMED研究費に採択された事業と一体的かつ相乗効果を上げられる取組であれば、公募による外部評価を受けた研究をベース(根拠)とし、特区事業としての意義を認め、AMED理事長又は健康・医療戦略推進本部の承認を得られるもの等については、裁量型経費の一類型として、総合特区推進調整費を原資として、採択研究課題に追加配当を行い、政府と地域が一体となり推進する特区事業を支援する考えがあってもよいのではないかと主張します。 ○AMED側の理由のみならず、特区事業推進という観点から、貴省の総合特区推進本部員としての視点も考慮した上で、再度検討していただきたい。 ○また、平成28年5月31日に実施した協議の際、AMEDの意向確認をすること、会計管理上の課題について確認することとなっていたが、その回答について、別途情報提供いただきたい。	対面協議	【Ⅰ:実現が可能となったもの Ⅱ:実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの Ⅲ:要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの Ⅳ:見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの Ⅴ:自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの】		文部科学省からは、対面協議において確認された特区事業の研究内容は公募による外部評価を受けたものではないため、公平性担保の観点から、特区調整費を活用することは困難との見解が示されている。 これに対し指定自治体は、特区事業と合わせて一体的かつ相乗効果を持って展開される「AMED」に採択された研究があった場合の特区調整費の活用について再検討を希望しており、調整費の利用について、公平性担保の観点よりも、政策的な効果・効率性等が重視されるべきとの意見や、総合特区事業支援という観点から、総合特区推進本部員としての視点を考慮した上で、再度調整を希望している。 指定自治体から提示された回答に対して、文部科学省において、対応の可否や条件・代替案について再度検討の上引き続き協議を行うこと。 また、確認事項についても情報提供を行うこと。	
											2回目		C	貴特区の主張を考慮しつつ、AMEDの意向を踏まえた検討をした結果、当初回答のとおり特区調整費活用は困難と考える。 なお、AMEDからは以下の通りの意向が示されている。 AMEDは「次世代がん医療創生研究事業」の特内の研究計画について審査を行っており、特外の研究計画については審査しないため、特区調整費を原資とする研究費を配分することはできず、特区調整費の活用は困難である。 また、研究計画課題が採択された場合は、AMED調整費の活用可能性があるため、そちらの検討をされた。		○現行の仕組みについて、AMEDが自らの事業の枠内でのみ審査を行い、それに対して研究費を執行している実態は理解した。 ○また、対面協議で内閣府から貴省に対して依頼があった、会計上の課題については、今回、「対応しない」という貴省の見解を踏まえ、会計上の課題までは検討に至っていないと、口頭で情報提供していただいたこと。 ○本特区としては、今回の提案に対する貴省のスタンスについては理解したが、具体的に何が課題で提案が実現できないのか、論理的な説明がなく、納得はできていない。 ○今回は、一旦協議を終了するが、改めて具体的な提案が出てきた際には、提案を改善した上で、改めて協議させていただきたい。		文部科学省からは、AMEDの意向を踏まえた検討をした結果、当初回答のとおり特区調整費活用は困難との見解が示されている。 これに対し指定自治体からは、文部科学省のスタンスは理解したが、具体的に何が課題で提案が実現できないのか、論理的な説明がなく、了解はできていないものの、一旦協議を終了する旨の回答があったため、協議を終了する。 文部科学省は、今後指定自治体から、今回の協議内容を踏まえ、提案を改善した上で、新たに具体的な提案の相談があった場合には、改めて協議を行うこと。					